

犬と猫の防災手帳

～災害時に動物も守ろう～

私のペット(写真貼付欄)

自分のペットであることがわかるように、
できるだけ飼い主さんと一緒に撮ったペットの写真を貼りましょう。



携帯電話にも画像を保存しておくとお安心です。

ペットの情報

名前

性別 オス・メス 不妊手術 済・未

生年月日

種類

犬の登録番号

マイクロチップ番号

その他特徴

飼い主の情報

名前







電話

住所



もくじ



-  **はじめに** P.1
飼い主の役割
-  **日頃の備え** P.2~3
災害時に必要なものとは
-  **被災したときは** P.4~5
まずは飼い主の安全を
-  **災害時のペット支援体制** P.6~7
-  **もっと知りたい** P.8~9
札幌市の災害時体制 / 環境省の資料
-  **補助犬について / 特定犬について** .. 裏表紙

健康管理の記録

かかりつけ動物病院

病気 / 手術歴 / 服用中の薬

感染症混合ワクチンの記録

| 接種日 | ワクチンの種類 |
|-------|---------|
| 年 月 日 | 種混合 |
| 年 月 日 | 種混合 |
| 年 月 日 | 種混合 |
| 年 月 日 | 種混合 |
| 年 月 日 | 種混合 |

狂犬病予防注射の記録

| 注射した日 | 注射済票 No. |
|-------|----------|
| 年 月 日 | |
| 年 月 日 | |
| 年 月 日 | |
| 年 月 日 | |
| 年 月 日 | |



はじめに



飼い主の役割

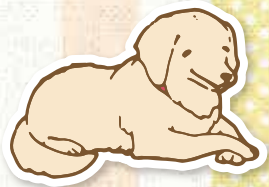
災害が起こったときに最初に行うことは、飼い主自身や家族の安全確保ですが、ペットの安全確保についても、いざというときに慌てないように、普段から備えておく必要があります。

ペットと一緒に避難(同行避難)できるよう、また、避難所等において、飼い主もペットもルールを遵守し、他の避難者に迷惑をかけないで生活できるよう、十分な準備をすることが重要です。

これは決して特別なことではなく、普段からペットの基本的なしつけや健康管理をし、ペットを様々な環境に慣らしておくことが、災害時の備えにつながります。

いざというとき、大切なペットが周りに迷惑をかけないように、また、周りからの協力を得られるよう、まずはこの手帳を利用して、ペットの災害対策を始めてみましょう。





災害時に必要なものとは

必要なものチェックリスト

☐ 飼い主の防災グッズ



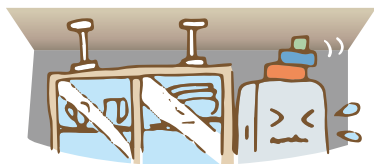
ペットの防災グッズ

- ☐ ペットと飼い主の情報を記録したもの
(この手帳)
- ☐ 5日分以上のフード、水、食器
- ☐ 療法食、薬(必要な場合)
- ☐ 予備の首輪、リード
(短め、伸びないもの)
- ☐ トイレ、ブラッシング用品
- ☐ 新聞紙、タオル、毛布、おもちゃなど

必要なことチェックリスト①

● 住まいの防災

- ☐ 耐震強度の確認
- ☐ 家具やケージの配置確認、転倒防止



● 家族の話し合いやご近所とのつながり

- ☐ 連絡方法や集合場所の確認
- ☐ 留守中の対処方法の確認
- ☐ 緊急時のペットの預け先の確保

● 情報収集と避難訓練

- ☐ 避難場所と避難経路の確認
- ☐ 避難訓練への参加



備蓄物資について

札幌市の備蓄物資には、ペットフード等は含まれていません。

ペットが避難所で必要な物資は、飼い主が用意しておく必要があります。



必要なことチェックリスト②

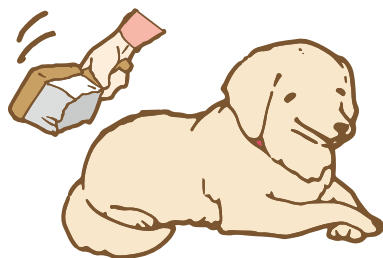
●所有者明示

- 鑑札、注射済票の装着(犬のみ)
- 外から見える迷子札
- マイクロチップ



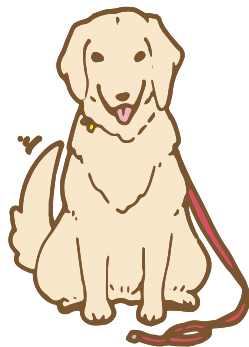
●健康管理

- 健康診断と日頃からの観察
- 不妊手術
- ワクチン
- ノミ、ダニ等の駆除
- トリミング等



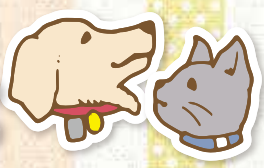
●しつけ

- 他の人や動物、声や音に慣らしておく
(初めての場所や来客を経験させておく)
- ケージ、リードや首輪に慣らしておく
- 体のどこでも触れるようにしておく
- マテ(制止)とオイデ(呼び戻し)をしつけておく
- トイレやペットシートに排泄できるようにしておく
- むやみに吠えないようにしておく
(飼い主が、吠える原因と対策を知っておく)





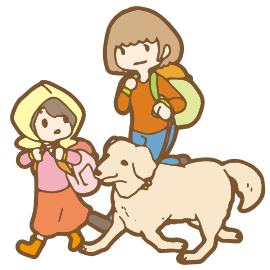
被災したときは



まずは飼い主の安全を

1. 避難の判断

大きな災害が発生した場合、避難を行うかどうかをまず判断する必要があります。危険があると判断される場合には指定された一時避難場所に、避難勧告が出ている場合には開設された避難所に避難します。飼い主の安全を確保できる範囲でペットも連れて行きます。(同行避難)



2. 避難形態の判断

倒壊や火災、津波等の危険性がなくなった場合には、家の被害状況を確認し、どのように避難するか判断します。

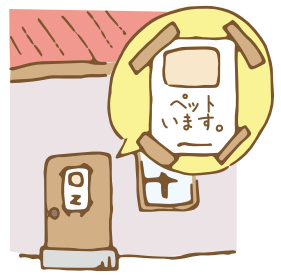
① ペットを自宅で飼養する場合

自宅に被害がなく二次被害の危険もない場合には、「在宅避難」もあり得ます。飼い主は支援物資や情報の収集のために避難所等に取りに行くことができます。

また、飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼養することもできます。

玄関などに、動物が残されていること、保護された場合の連絡先を書いたチラシを貼っておくとよいでしょう。

飼い主は避難所から自宅に通いペットの世話を行います。



② 車の中でペットを飼養する場合

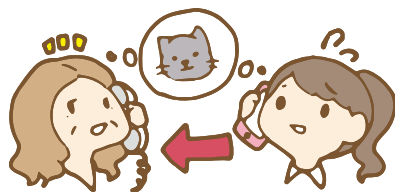
支援物資や情報は避難所に取りに行きます。飼い主も車内で生活する場合には、手足を伸ばして眠れる状態をつくり、遮光や換気、エコノミークラス症候群や熱中症対策にも注意しましょう。

冬期間の場合、車のマフラーが雪に埋まり、排ガスが逆流することがあります。一酸化炭素中毒には特に注意してください。



③ 施設や知人に預ける

被災を免れたペットホテルや知人などにペットを預かってもらい、飼い主は避難所に避難する方法です。



④ 指定避難所での飼養

受付

避難所に避難したら、受付でペットを連れていることを伝え、名簿を作成します。ペットの飼養場所を確認し指示に従いましょう。



動物の世話

原則、多くの避難所では、人とペットは同居できません。

指定された飼養場所でルールに従い、周りの人に配慮して飼養しましょう。飼い主同士の助け合いも重要です。食料などの必要物資は、飼い主同士で融通しあうなど協力をお願いします。



札幌市の避難所は？

小中学校や区の体育館、町内会館などが避難所として指定されています。ご自宅等のそばの避難所について、事前に確認しておきましょう。

札幌市 避難所



4

災害時のペット支援体制

動物愛護管理センター(あいまる さっぽろ)の役割

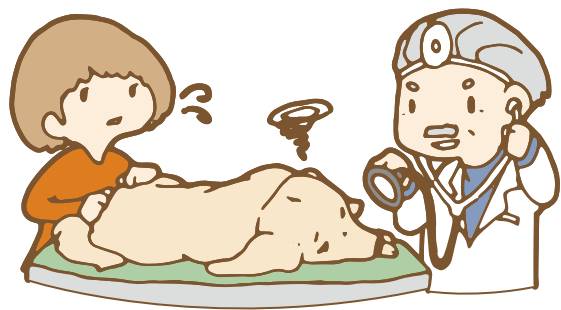
札幌市では、被災動物救護本部を「動物愛護管理センター(あいまる さっぽろ)」に設置し、逸走した愛がん動物の収容、負傷した愛がん動物の治療、公衆衛生の確保のために死亡した被災動物の火葬などを実施します。

また、「動物愛護管理センター(あいまる さっぽろ)」に届いた支援物資を各避難所に分配し、要請等に応じて、「災害時動物救護ボランティア」を各避難所に派遣します。



周辺自治体等との協力

札幌市では、北海道、中核市、北海道獣医師会との災害時の相互支援協定を交わし、災害に対し、協力して対応することとしております。



※札幌市災害時動物救護ボランティア制度

避難所に同行避難したペットが必要とする支援物資の運搬や避難所における動物の世話をお手伝いする「災害時動物救護ボランティア」を募集しております。

詳しくは動物愛護管理センター(あいまる さっぽろ)へお問い合わせください。

協力・連携

札幌市災害対策本部

札幌市が災害時に設置し、応急対策を実施

被災動物救護本部

札幌市と、周辺自治体や(公社)北海道獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会が協定に基づき、災害時の動物保護施設を協力して運営

各避難所

避難所となる小中学校などの施設管理者、避難者、災害対策本部から派遣された札幌市職員、災害ボランティアが運営。避難所によりペットの飼育場所やルールは異なる。

市外の支援組織

北海道災害対策本部

北海道庁
北海道警察

国

環境省
厚生労働省
農林水産省

など

対応事項

- ▶ 被災動物と飼い主の支援
- ▶ 負傷動物、逸走動物の保護
- ▶ 動物遺体の火葬

など



もっと知りたい

札幌市の災害時体制

災害発生時に、避難所等がどのように運営されていくのか事前を知っておくことも大切です。

札幌市では、以下のマニュアル等をホームページなどで公開しています。

1. 避難場所運営マニュアル

実際に災害が発生したときの、避難所の運営について、実務的な内容をまとめたマニュアルです。



札幌市 避難場所運営マニュアル

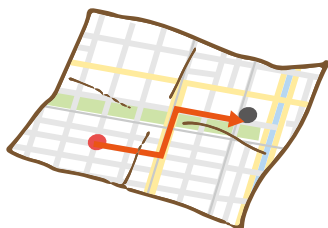
2. 地域防災計画

市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、防災に関する業務や対策などの方向性を定めた総合的な計画です。



3. 避難場所基本計画

地域防災計画に基づき、被災者の安全確保と復旧に向けた支援対策の拠点となる避難場所について、環境整備や応急救援備蓄物資の配置方法等、備えるべき機能目標を設定し、その整備方針を定めたものです。



環境省の資料

環境省からも災害対策に役立つ情報や資料が公開されていますので確認しておきましょう。

1. 飼い主向けパンフレット

家族とペットが共に安全に避難でき、一緒に暮らせるように、日ごろからの心構えと備えについて解説。



(左) [備えよう!いつもいっしょにいたいから]

(中) [ペットも守ろう!防災対策]

(右) [災害、あなたとペットは大丈夫?]

2. 人とペットの災害対策ガイドライン

熊本地震や東日本大震災の経験等を踏まえた災害対策ガイドラインです。

環境省 ペットの災害対策

【札幌市の災害時対策の問合せ先・電話番号】

● ペット関係

札幌市動物愛護管理センター(あいまる さっぽろ) 736-6134

● 各区の防災対策について(各区総務企画課地域安全担当)

中央区 205-3205

豊平区 822-2405

北区 757-2403

清田区 889-2006

東区 741-2409

南区 582-4706

白石区 861-2405

西区 641-6921

厚別区 895-2419

手稲区 681-2425





補助犬について

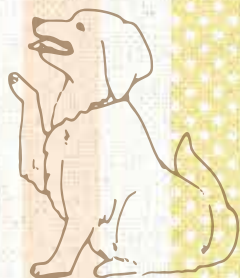
「身体障害者補助犬法(平成14年5月29日法律第49号)」により、認定を受けた**盲導犬**・**聴導犬**・**介助犬**は、公共施設・公共交通機関・不特定多数の者が使用する施設(飲食店、デパート、スーパー、ホテルなど)に同伴できることが規定されています。避難所でも同様の配慮が必要になります。



特定犬について

「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」では、一部の犬種を特定犬に指定しています。堅固な材料で造られた囲いの中で飼養する場合は出入り口の戸に錠を設けるか、丈夫な鋼、鎖などでつないで飼養する場合は飼い主以外の者が容易に近づけないようにするなどの措置が必要です。

避難所の飼育場所ではこのような措置は困難ですので、事故防止のため、あらかじめ災害時の預け先を別に検討しておく必要があります。



札幌市 保健福祉局 保健所 動物愛護管理センター(あいまる さっぽろ)

令和5年11月1日発行

〒060-0022

札幌市中央区北22条西15丁目3-6

電話: 011-736-6134 FAX: 011-736-6137



SAPP
RO

さっぽろ市
01-F06-23-2013
R5-1-136